

阿南市告示第106号

阿南市農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定に基づき、その旨を公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更の理由を次のとおり縦覧に供する。

阿南市（以下「市」という。）の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案に対して意見のあるときは、1の縦覧期間満了の日までに、意見書の提出ができる。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、1の縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、市に対してこれを申し出ることができる。

令和8年7月31日

阿南市長 岩佐義弘



1 縦覧期間

令和8年8月3日から同年9月1日まで

2 縦覧場所

阿南市富岡町トノ町12番地3

阿南市産業部農林水産課

阿南市産業部農林水産課ホームページ

3 縦覧時間

阿南市産業部農林水産課

午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

4 意見書提出の際の留意事項

- (1) 上記1の縦覧期間を過ぎての意見書の提出は受付できません。また、提出方法は直接持参、郵送（縦覧満了日までの消印があるものに限る。）又は電子メールに限るものとし電話又は口頭による意見は受付できません。
- (2) 意見書については日本語に限ります。
- (3) 意見書を提出する者が個人の場合にあっては住所及び氏名を、法人の場合にあっては事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を、それぞれ記載すること。

5 提出された意見書の取扱い

- (1) 提出された意見書の内容は原則として公表しますが、特定の個人を識別し得る個人情報、財産権等を害するおそれがある等の場合には、公表の際に当該箇所を伏せる場合があります。
- (2) 意見書に対する個別の回答は行いません。農業振興地域整備計画変更の決定を公告をする際に、意見書の要旨及びその処理結果を併せて公表します。